

久慈地方振興局長告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行の協議を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成19年10月15日から平成19年11月9日まで関係書類を縦覧に供する。

平成19年10月12日

久慈地方振興局長 和嶋憲男

土地改良事業を行う市町村の名称	地区名	縦覧書類	縦覧場所
久慈市	畑田	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	久慈市役所